

日本卓球協会の通報・相談窓口を利用される方へ

※ 通報・相談の手続きに入る前に、もう一度その内容をご確認の上、通報・相談されるようお願い申し上げます。

※ 日本卓球協会では「通報・相談窓口の取扱い範囲」に限りがありますので、次の事項については別の窓口を紹介させていただく場合もございます。ご留意下さい。

1. 国・地方公共団体、学校等教育機関(部活動含む)、企業、関連団体その他日本卓球協会以外の組織・団体内部の事項や係争中の事項について
 - ① 小学校・中学校・高等学校の部活動中における監督(顧問)または外部指導者が通報・相談の対象者となる場合は、その対象者(教職員)の任免、その他の人事に関することは都道府県または市町村教育委員会の管轄となるため、その対象者に対して事実確認や処分などを求める場合には、当該教育委員会に直接、通報・相談することが被害者を救うための早期解決につながります。
 - ② 大学・私立学校の教育に関する事務の管理については、文部科学大臣、都道府県知事、市町村長の職務権限となっていることから、各大学、文部科学省、当該都道府県、市町村への通報・相談が望まれます。
2. 都道府県内のクラブチームで発生した都道府県協会(連盟)登録会員が関係する事項、都道府県卓球協会(連盟)、日本学生卓球連盟、全国高体連卓球専門部、全国教職員卓球連盟、日本卓球リーグ実業団連盟が主催する大会に関連する事項について
 - ① 都道府県内のクラブチームで発生した都道府県協会登録会員が関係する場合(小学生、中学生、高校生、大学生を含む)については、通報・相談者のご意向を確認の上、日本卓球協会から当該都道府県協会に連絡し、対応を依頼することとなります。
 - ② 都道府県卓球協会(連盟)、日本学生卓球連盟、全国高体連卓球専門部、全国教職員卓球連盟、日本卓球リーグ実業団連盟が主催する大会で発生した場合については、通報・相談者のご意向を確認の上、日本卓球協会から大会主催団体に連絡し、対応

2019/8/29

を依頼することとなります。

3. 日本知的障がい者卓球連盟・日本肢体不自由者卓球協会・日本ろうあ者卓球協会の登録会員に関する事項について

① 日本障がい者スポーツ協会が窓口を開設し、通報・相談に対応しております。

4. 一般的な意見照会事項について

一般的な意見照会事項については、日本卓球協会事務局まで、お問い合わせください。

以上